



## UL 島津ラボラトリー

# 玩具・子供用製品に対応した〈化学分析・規制調査〉サービス

近年、玩具・教育用具に含まれる有害物質の子供へ与える影響が、世界的に重要視されています。

弊社では長年培った化学分析技術で安全な製品作りを支援する一方、世界各国で施行されている規制の詳細な調査を受託するなど、皆様の海外ビジネスをサポートいたします。

### 欧州 玩具指令（Directive2009/48/EC）対応の化学分析…化学的安全性試験〔EN71-3:2013〕

玩具指令の検査法である EN71 で化学物質の溶出試験（Part3）として基準値が設定されている 19 項目の化学分析を日本国内の試験所にて実施しています。

### 米国消費者製品安全性改善法〔2011:CPSIA〕対応の化学分析…含有評価試験

おもちゃ・教育用具を対象に、鉛とフタル酸エステル類の化学分析を日本国内の試験所にて受託しています。

特にフタル酸エステル類に関しては、日本における規制『厚生労働省告示 336 号（平成 22 年）』や欧州指令『Directive 2005/84/EC』と協調した規制内容となっています。

### California Proposition 65 対応の各種サービス…化学分析・暴露値算出・評価レポートの作成

消費者が、がんまたは生殖毒性を引き起こすことがカリフォルニア州で知られている有害な化学物質に暴露する可能性がある場合、事業者が事前に警告（告知）することを義務付けているカリフォルニアの州法です。この法律はあらゆる製品や商品に適用され、玩具類も規制対象です。

弊社は UL グループの一員として、高度な化学分析技術と米国における知見を生かし、お客様の米国における円滑な事業活動をサポートします。

### 海外における様々な化学物質規制の調査…規制調査・国内外での化学分析

上記以外にも、世界各国には子供用製品や玩具に対する化学物質規制が数多くあります。

弊社では、それらに対応した化学分析・試験を実施しています。また、世界各国の規制に対する詳細な調査サービス（規制調査）などにも対応しています。

- PAHs:（多環芳香族炭化水素）（REACH）
- フタル酸エステル類（米国州法、REACH、デンマーク指令）
- 鉛・カドミウム（米国州法）
- ビスフェノール A（米国州法）
- 臭素系難燃剤・塩素系難燃剤（米国州法）
- CHCC's : Chemicals of High Concern to Children（米国州法）
- ホルムアルデヒド（米国州法）



## 問い合わせ先

[ulshimadzu.com](http://ulshimadzu.com)

株式会社 UL 島津ラボラトリー 営業技術部

T: 075-803-0789 E-mail:ULShimadzu@ul.com

UL の名称、UL のロゴ、UL の認証マークは、UL LLC の商標です。©2014

その他のマークの権利は、それぞれのマークの所有者に帰属しています。

本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。